

第1章 計画の策定にあたって

1 策定の趣旨

羽島市では、2012（平成24）年4月に「第一次羽島市教育振興基本計画」、2022（令和4）年3月に「第二次羽島市教育振興基本計画」を策定し、「次代の羽島を創造する人づくり」を推進してきました。

「第二次羽島市教育振興基本計画」の実施期間において、人口減少・少子高齢化、グローバル化の進展、気候変動等、様々な社会課題に加え、新型コロナウイルス感染症の感染拡大や国際情勢の不安定化により、学校・社会の在り方が大きく変わりました。今後、超スマート社会（Society5.0）※¹を見据え、未来の社会を展望する上で、教育が果たす役割はますます重要となってきます。

こうした状況を踏まえ、「羽島市みらい共創プラン（羽島市第七次総合計画）」※²や「羽島市教育大綱」※³の基本理念を継承するとともに、2024（令和6）年11月の「新しい時代に向けた羽島市の学校構想について」の答申内容を具現化できるよう、時代の状況や社会の動向に柔軟に対応しながら、本市の教育を推進するための指針として「第三次羽島市教育振興基本計画」を策定しました。

※1 超スマート社会（Society5.0）

日本が目指すべき未来の社会として、第5期科学技術基本計画において提唱された、インターネット等の仮想空間と現実を融合させたシステムによって、経済発展と社会課題解決の両立を図る社会のことです。狩猟社会（Society1.0）、農耕社会（Society2.0）、工業社会（Society3.0）、情報社会（Society4.0）に続く、新たな社会の姿と位置付けられています。

※2 羽島市みらい共創プラン（羽島市第七次総合計画）

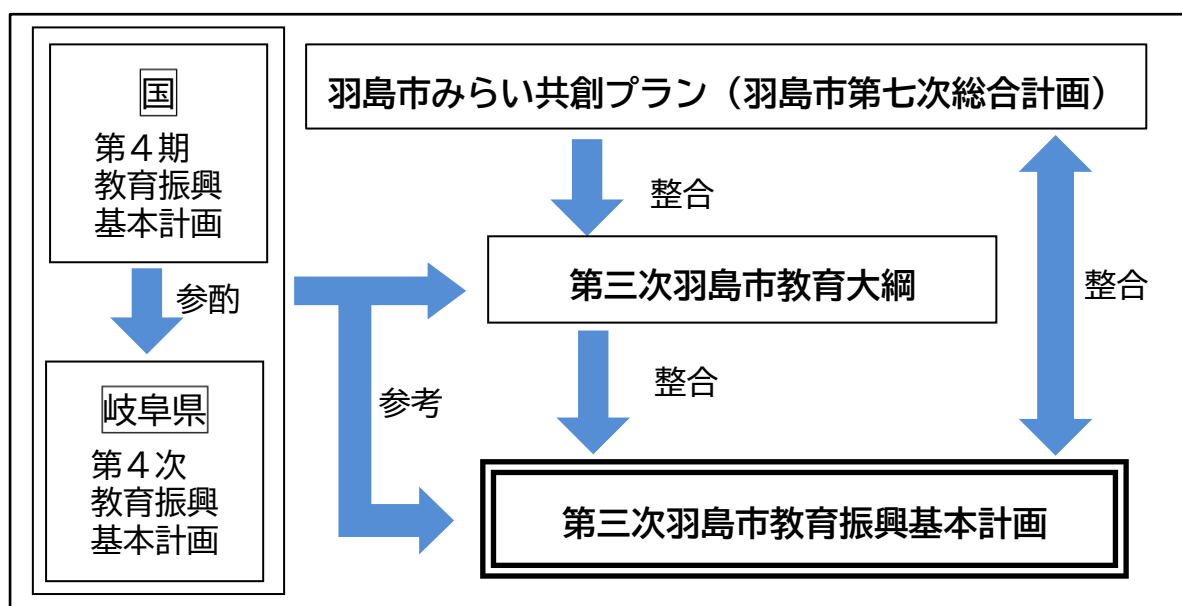
行政運営の長期的指針であり、は羽島市の将来像やまちづくりの理念等を示すとともに、各行政分野の施策等について、体系化したものです。

※3 羽島市教育大綱

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3に基づき、羽島市の教育が目指す基本的な方向や今後推進すべき施策を明らかにするものです。

2 計画の位置付け

この計画は、教育基本法第 17 条第 2 項※¹に基づいて策定する羽島市の計画で、国の第 4 期教育振興基本計画や第 4 次岐阜県教育振興基本計画を参考しながら、「羽島市みらい共創プラン（羽島市第七次総合計画）」の「ともに拓く 学び育むまち」や「羽島市教育大綱」との関連を図っています。



併せて、SDGs※²が定める 17 のゴールと 169 のターゲットを踏まえ、持続可能な開発目標に向けた取組を進めてまいります。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



3 計画期間

○2026(令和8)年度から 2030(令和12)年度までの5年間とします。

年度	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R13 (2031)	R14 (2032)	R15 (2033)	R16 (2034)	R17 (2034)
総合計画	第六次総合計画			みらい共創プラン（第七次総合計画） 20年間										
	H27～R6			R7～R10(第1期)			R11～R14(第2期)			R15～R18(第3期)				
教育大綱	第二次教育大綱			第三次教育大綱										
	R2～R6			R7～										
教育振興基本計画	第二次教育振興基本計画			第三次教育振興基本計画					第四次教育振興基本計画					
	R4～R7			R8～R12					R13～R17					

◇なお、本計画期間中において、社会情勢の変化等に伴い、計画の見直しが必要となった場合には、その都度柔軟に見直しを行います。

※1 教育基本法第17条第2項

「地方公共団体は、前項の計画（国の教育振興基本計画）を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない」としています。

※2 SDGs

「Sustainable Development Goals」の略で、2015（平成27）年9月の国連サミットで採択された2016（平成28）年から2030（令和12）年までの長期的な開発の指針として採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された「持続可能な開発目標」であり、先進国を含む国際社会共通の目標です。

持続可能な世界を実現するための17のゴールと169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残されないことを誓っており、発展途上国のみならず、先進国も取り組む必要があるものです。

第2章 教育理念・基本方針・取り組む施策

1 教育理念

未来の羽島を拓く人づくり

～ともに学び 笑顔あふれるまちを目指して～

羽島市では、みらい共創プランに目指すまちの姿として「次代を築くひと・産業・まちを育み、誰もが住み良いまち」を位置付けています。羽島市教育大綱の基本理念である「未来の羽島を拓く人づくり」に向け、時代の変化を敏感に捉えた柔軟な対応を進めることにより、こどもも大人もともに学び、誰一人取り残されることなく活躍できるまちを目指しています。

主な活動内容として

- ・地域のよさを活かし、地域と一体になってこどもたちの学びを創ることを目指すコミュニティ・スクールの充実や休日部活動の地域移行・地域展開の推進
- ・誰一人取り残さない学びの保障に向けた不登校児童生徒への支援体制の強化や幼保小連携による架け橋期カリキュラムの実践・検証
- ・グローバル社会を生き抜く人材育成を目指した国際理解教育や外国語教育の推進
- ・予測困難な時代に対応するための探究的な学習の充実

このような教育活動を通して、こどもたちが連続性のある学びを享受できる環境づくりを進めています。

今後も新たな基本理念の実現を図るため、次の基本方針を位置付けました。

2 基本方針

確かな学力と体力を身に付け、多様性を尊重し支え合う人づくり

こどもたちが志をもって自己の可能性を広げるために、安心して学べる教育環境を整え、確かな学力と健やかな体力、多様な他者とのかかわりの中で互いを理解し支え合う力を身に付けた人づくりを目指します。

◇教育大綱では、学校教育以外の社会教育や文化、スポーツ等の領域・分野が含まれていますが、本計画は学校教育を中心とする領域・分野を対象としています。

3 取り組む施策

確かな学力を身に付けるとともに、健やかな体を育み、多様性を尊重し支え合う人間性を育成するため、次の4つの施策を定め、SDGsの理念も踏まえながら計画的かつ総合的に推進していきます

施策Ⅰ 未来を切り拓く確かな学力の育成

興味・関心を広げながら多様な課題を見だし、主体的に学習に取り組む中で、ICTを利活用し、他者と協働して問題を解決する力を身に付けることで、変化の激しい社会に柔軟に対応する力を育てる。



施策Ⅱ 豊かな心と健やかな体の育成

自他の存在（いのち）を大切し多様な人とつながり関わる力を育むとともに、健康的な生活習慣や体力を身に付け健やかに成長し、社会の中で自立して生きる力を育む。



施策Ⅲ 多様なニーズに応える学びの支援の充実

学びの多様なニーズに応え、こどもたち一人ひとりの可能性や能力を最大限に伸ばす教育を推進する中で、誰一人取り残さない学びを実現する。



施策Ⅳ こどもたちの学びを支える教育環境の充実

安心して学ぶために連続性のある切れ目ない支援を行うとともに、豊かな学びを支える教育環境の充実を図る。



第3章 施策の体系・施策の展開

1 施策の体系

前章で掲げた4つの施策を柱とし、それに基づく19の具体的な施策と主な取組について体系的に整理するとともに、目標とする成果指標を明示することで、教育の着実な推進を図ります。

なお、「重点施策」については、【重点】と表記しています。

施策Ⅰ 未来を切り拓く確かな学力の育成
I-1 個別最適・協働的な学びの一体的な充実 I-2 情報教育の充実及び教育DXの推進 I-3 体験的な活動・探究的な学習の深化 I-4 グローバル社会で活躍する力の育成 I-5 「ふるさと羽島」に誇りと愛着をもつ教育の充実 I-6 人格形成の基礎を培う幼児教育の充実
施策Ⅱ 豊かな心と健やかな体の育成
II-7 人権の尊重を基盤とする教育活動の推進 II-8 いじめの未然防止と早期対応の強化 II-9 こどもの安全・安心を守る防災教育の充実 II-10 健康教育と食育の推進 II-11 運動習慣の定着に向けた体力づくりの推進
施策Ⅲ 多様なニーズに応える学びの支援の充実
III-12 不登校児童生徒へのきめ細かな学びの支援 III-13 特別な支援が必要なこどもへの指導・支援の充実 III-14 外国にルーツをもつこどもに対する支援の拡充
施策Ⅳ こどもたちの学びを支える教育環境の充実
IV-15 幼児期からの切れ目のない支援の充実 IV-16 地域とともに創る学校を目指すコミュニティ・スクールの推進 IV-17 自ら学び続ける教師を育てる研修の充実 IV-18 教職員の働きがいのある職場環境の推進 IV-19 安全・安心でよりよい教育環境の実現